

千葉市職員措置請求（令和 8 年 6 月 2 日受付）に係る監査結果について

千葉市職員措置請求（住民監査請求）について、監査結果をお知らせします。

1 請求の概要**（１）請求人**

千葉市の住民 1 人

（２）請求日

令和 8 年 6 月 2 日

（３）請求の要旨

- ア 山崎真彦議員に対し、令和 5 年度政務活動費のうち、人件費 6 6 0, 0 0 0 円、燃料費 3 6, 9 2 2 円および事務所費 3 1 5, 9 2 0 円（合計 1, 0 1 2, 8 4 2 円）の返還を求めること。
- イ アのうち事務所費について、全額の返還が認められない場合は、事務所の用途ごとに按分した金額との差額とし、2 1 0, 6 1 3 円の返還を求めること。
- ウ 令和 6 年度および令和 7 年度分の政務活動費についても、任意の監査拡大を行うこと。

2 監査の概要**（１）監査対象事項**

本件政務活動費について、市長が山崎真彦議員に対する返還請求を行っていないことが、地方自治法第 2 4 2 条第 1 項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当するか否か。

（２）監査対象部局

議会事務局

（３）監査結果

監査対象事項としたものについては、山崎真彦議員の市に対する返還等により市に損害が認められないことから、請求人の主張に理由がないため棄却し、それ以外の事項については、請求の要件を満たしていないため却下する。

3 監査結果文

別添のとおり（千葉市監査委員告示第 9 号）